

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第118号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げるとおりとする」を「夜間特殊業務（正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に行う消防作業等をいう。以下同じ。）に従事した職員に支給する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号の」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第21条第1項中「（第17条第1項第2号に規定する変則勤務手当を除く。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)